

2007年3月30日

各位

みずほ信託銀行株式会社

「生体認証機能付き I C キャッシュカード」の発行開始について

みずほ信託銀行株式会社（社長：池田輝彦）は、キャッシュカード取引のセキュリティ強化に向けた更なる取り組みとして、2007年4月2日（月）お申し込み分より、「生体認証機能付き I C キャッシュカード」の発行を開始します。なお、本カードの新規発行または切替発行にかかる手数料は無料です。

当社の「生体認証機能付き I C キャッシュカード」は、お客さま一人ひとり異なる手の指の静脈パターンの情報（以下、「生体認証情報」といいます）により本人確認を行う「指静脈生体認証」方式を採用しております。この「指静脈生体認証」方式では、従来の暗証番号の入力に加え、お客さまの「生体認証情報」を A T M 取引の都度確認させていただくことで本人確認を行うため、キャッシュカードの偽造・盗難等による不正な預金払戻し被害の防止にきわめて有効です。

※指の静脈パターンの情報は、その特徴をデータ化し、暗号化したうえで I C チップに保存されます。

※生体認証情報の登録を希望されない場合は、通常の I C キャッシュカードとしてご利用いただけます。

なお、「生体認証機能付き I C キャッシュカード」への生体認証情報の登録についても、2007年4月2日（月）より開始いたします（登録は無料です）。生体認証情報をご登録後、当社本支店に設置されたすべての A T M にて生体認証機能をご利用いただけます。

みずほ信託銀行は、今後も、預金者のみなさまの大切なご預金を安全にお預かりするべく、一層のセキュリティ向上に取り組んでまいります。

≪「生体認証機能付き I C キャッシュカード」の商品内容≫

お申し込みの受付場所	お取引店の窓口
お申し込み方法	既にお持ちのキャッシュカードからの切替、または新規口座開設時に「生体認証機能付き I C キャッシュカード」のお申し込みをいただきます。
カードの新規発行 (切替発行) 手数料	無料
カードのご利用方法	「生体認証機能付き I C キャッシュカード」がお手元に届きましたら、当社本支店窓口にて、手の指の静脈情報を I C チップ内にあらかじめ登録いただく必要があります。(ご登録は無料) ご登録いただく際には、個人情報のお取り扱いに関して、ご同意をいただく必要があります。 「生体認証機能付き I C キャッシュカード」は磁気ストライプ取引機能も有しております。また、生体認証ご利用の登録を行わない場合は、通常の I C キャッシュカードとしてご利用いただけます。
ご利用可能な A T M	当社本支店に設置されたすべての A T M でご利用いただけます。

- ・ A T M での 1 日あたりのご利用限度額は以下となります。

お取引	A T M での 1 日あたりのご利用限度額 (基本設定)		お手続きにより変更可能な ご利用限度額の範囲
	お引出し	お振込み	
生体認証によるお取引	200 万円	200 万円	0 万円～500 万円 (1 万円単位) の範囲でのご希望されるご利用 限度額※1
生体認証によらない通常の I C キャッシュカード取引	50 万円	50 万円	0 万円～200 万円 (1 万円単位) の範囲でのご希望されるご利用 限度額※2
磁気ストライプカード取引			

※1 生体認証情報登録済み I C キャッシュカードを使用した、当社 A T M での生体認証によるお取引に関しては、当社 A T M または窓口にてご利用限度額の引上げ・引下げが可能です。

※2 生体認証によらない通常の I C キャッシュカード取引および磁気ストライプカード取引については、当社 A T M では「ご利用限度額」の引下げのみ可能です。また、窓口では、引上げ・引下げともに可能です。

以上

【ご参考】

みずほ信託銀行におけるこれまでのセキュリティ向上策の主なものは、以下のとおりです。

時期	具体的内容
2005年3月	・盗難・偽造被害抑制の観点から、ATMの1日あたりのご利用限度額（お引出し限度額、ならびにお振込み限度額）を、現行の <u>500万円から200万円</u> へ一律に引き下げました。
2005年5月	・ATM操作時の覗き見防止のため、偏光シール・バックミラーの設置を完了しました。
2005年7月	・キャッシュカード利用に関する安全策強化の観点から、ATMの1日あたりのご利用限度額（お引出し限度額、ならびにお振込み限度額）を、 <u>200万円から50万円</u> へ一律に引き下げました。 ・ATMにおいて、任意に1日あたりのご利用限度額の引下げが可能となりました。 ・ATMにおいて、暗証番号の変更が可能となりました。
2006年4月	・「ICキャッシュカード」の発行を開始しました。
2007年3月	・キャッシュカード偽造を防止するため、ATMで発行する「キャッシュサービスご利用明細票」の「銀行コード・カード番号」の下4桁の表示方法を「****」に変更しました。 ・後方からATMの暗証入力操作を覗かれた場合に、その手の動きからどのキーを押下したかを推測されないようにするため、暗証番号のテンキー配列を都度変更するようにしました。
2007年4月	・「生体認証機能付きICキャッシュカード」の発行を開始します。